

(2) 事実証明書

- ア 「水没の危機にある親子杉の保存について」の写し
- イ 福岡県知事に対する公開質問状の写し
- ウ 福岡県知事に対する緊急申し入れ「五ヶ山ダム本体建設工事契約を停止し、県民への説明責任の履行を求めます」の写し
- エ 特別報告「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の取材から見えてきたことの写し
- オ 「五ヶ山ダム予定地を訪れて」の写し
- カ 「五ヶ山ダム」はほんとに必要だろうか?の写し
- キ 「福岡の暮らしと自治」(2011年5月15日第401号)の写し
- ク 平成18年8月13日付 佐賀新聞記事の写し
- ケ 新聞記事の写し
- コ 福岡県知事に対する「五ヶ山ダム」計画についての公開質問状の写し
- サ 福岡県知事からの「五ヶ山ダム」計画についての公開質問状に対する回答の写し
- シ 佐賀県知事からの「五ヶ山ダム」建設計画に関する公開質問状について(回答)の写し
- ス 福岡県知事からの「五ヶ山ダム」計画についての再公開質問状に対する回答の写し
- セ 「精霊が宿る巨木を残し、500億円を原発震災地へ」の写し
- ソ 「五ヶ山ダムの500億円をフクシマへ」の写し

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年8月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記「第1 監査の請求」の「2 請求の内容」の「(1) 請求の概要」(以下「請求人の請求概要」という。)の「エ」の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)について監査の対象とした。

2 監査対象所属

福岡県県土整備部河川開発課(以下「県河川開発課」という。)及び福岡県五ヶ山ダム建設事務所(以下「県五ヶ山ダム建設事務所」という。)を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年9月24日に請求人「那珂川と五ヶ山ダムを考える県民の会」の共同代表 X及び共同代表 Yから陳述を受けた。

(1) 請求人の陳述概要

概ね請求人の請求概要のとおりである。

(2) 陳述の際、請求人が提出した書類

ア Xが提出した書類

- (ア) 過去4年の洪水の原因が内水である記録の写し
- (イ) 供給量の推移及びダムその他の水源確保の状況の写し
- (ウ) 人口予測表の写し
- (エ) 「五ヶ山ダム事業検証及び伊良原ダム事業検証に関する検討報告書に係わる確認について（平成23年3月9日国河治第155号福岡県知事あて国土交通省河川局長要請）」の写し
- (オ) 福岡都市圏の水需要と供給計画（表）の写し
- (カ) 「治水有識者会議 継続方針の出た五ヶ山ダムと伊良原ダムは事業主体に差し戻し（だと思ふ）」の写し
- (キ) 五ヶ山ダムやめて500億円を被災地へ、市債発行を増やす「臨時財政対策債」にご用心！の写し

イ Yが提出した書類

- (ア) 「五ヶ山ダム事業検証及び伊良原ダム事業検証に関する検討報告書に係わる確認について（平成23年3月9日国河治第155号福岡県知事あて国土交通省河川局長要請）」の写し
- (イ) 国土交通省からの確認要請に対する福岡県の回答（平成23年3月30日22河開第884号国土交通省河川局長あて福岡県知事回答）の写し
- (ウ) 「治水有識者会議 継続方針の出た五ヶ山ダムと伊良原ダムは事業主体に差し戻し（だと思ふ）」の写し
- (エ) 水道法第5条の2の写し
- (オ) 平成24年8月14日付 読売新聞記事の写し
- (カ) 「精霊が宿る巨木を残し、500億円を原発震災地に送ろう！」の写し
- (キ) 「那珂川を安全な川にします」（パンフレット）

(3) 陳述後、Xが提出した書類

- ア 平成24年9月25日付 毎日新聞記事の写し
- イ 福岡都市圏の水需要と供給計画（表）の写し

4 監査対象所属に対する監査

(1) 県河川開発課に対する監査

県河川開発課職員に対し、平成24年9月7日から9月21日までの間、五ヶ山ダム建設事業の概要について聴取調査を行った。

(2) 県五ヶ山ダム建設事務所に対する監査

県五ヶ山ダム建設事務所職員に対し、平成24年9月11日に五ヶ山ダム建設工事の支出に係る関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 小川内の杉について

小川内の杉は、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町小川内の山祇神社（やまづみじんじゃ）跡地に立木しており、昭和31年3月1日に佐賀県天然記念物に指定されている。

小川内の杉の取扱いに係る福岡県のこれまでの対応は、以下のとおり。

- ア 平成14年度 現況調査
- イ 平成15年度から平成17年度まで 生育状況調査
- ウ 平成18年度から平成20年度まで 生育状況詳細調査
- エ 平成21年度から 保全策検討

なお、福岡県は、「小川内の杉に関する検討会」を平成23年12月に設置し、外部有識者により小川内の杉の保全について検討を行っている。

(2) 五ヶ山ダム建設事業の概要

ア 五ヶ山ダムの概要

(ア) 全体事業費

1,050億円

(イ) ダム諸元

- ・形式 重力式コンクリートダム
- ・堤高 102.5メートル
- ・堤頂長 556.0メートル
- ・総貯水容量 4,020万立方メートル
- ・有効貯水容量 3,970万立方メートル
- ・集水面積 約18.9平方キロメートル
- ・湛水面積 約1.3平方キロメートル

(ロ) 完成年度

平成29年度

イ 平成24年度の本体工事の概要

(ア) 五ヶ山ダム堤体建設工事

- a 工事場所 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山地内
- b 工事概要 堤体基礎掘削 約87万立方メートル
堤体コンクリート 約95万立方メートル

(イ) 五ヶ山ダム骨材製造工事

- a 工事場所 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山地内

b 工事概要	原石山掘削	約240万立方メートル
	骨材製造	約200万トン
	法面工	一式
	仮設備	一式

(3) 入札、契約及び支払の状況

ア 五ヶ山ダム堤体建設工事について

(ア) 入札

a 入札公告日	平成24年2月17日
b 入札方法	一般競争入札
c 落札者	鹿島・飛島・松本特定建設工事共同企業体
d 落札者決定年月日	平成24年4月18日

(イ) 契約

a 請負仮契約締結年月日	平成24年4月25日
b 工事請負人	鹿島・飛島・松本特定建設工事共同企業体
c 議決年月日	平成24年6月27日
d 請負契約締結年月日	平成24年6月27日
e 請負契約金額	171億4,650万円 (うち平成24年度分 6億7,361万8,050円)
f 工期	平成24年6月27日から平成30年3月15日まで

(ウ) 支払

a 平成24年度分請負契約額に対する前払金請求年月日	平成24年7月26日
b 請求額	2億6,900万円
c 支払年月日	平成24年7月30日
d 支払金額	2億6,900万円

イ 五ヶ山ダム骨材製造工事について

(ア) 入札

a 入札公告日	平成24年2月17日
b 入札方法	一般競争入札
c 落札者	大成・間・松尾特定建設工事共同企業体
d 落札者決定年月日	平成24年4月26日

(イ) 契約

a 請負仮契約締結年月日	平成24年5月7日
b 工事請負人	大成・間・松尾特定建設工事共同企業体
c 議決年月日	平成24年6月27日
d 請負契約締結年月日	平成24年6月27日
e 請負契約金額	114億9,960万円 (うち平成24年度分 7億3,658万9,700円)

- f 工期 平成24年6月27日から平成29年6月30日まで
- (ウ) 支払
 - a 平成24年度分請負契約額に対する前払金請求年月日 平成24年8月9日
 - b 請求額 1億4,731万7,000円
 - c 支払年月日 平成24年8月13日
 - d 支払金額 1億4,731万7,000円

2 判断

請求人の主張、県河川開発課及び県五ヶ山ダム建設事務所からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 検討会に係る請求について

自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、財務会計上の行為に限定されるものである。

したがって、請求人の請求のうち、(ア)検討会のメンバーを早急に公表すること、(イ)佐賀県及び福岡県の両県民を委員に加えて公開で検討会を開くこと、及び、(ウ)検討会では徹底的に討論することは、いずれも財務会計上の行為に当たらないため、これらを却下する。

(2) 検討会の結論が出るまで五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算を凍結することについて

請求人は、佐賀県が天然記念物として指定する小川内の杉を保存しないのは違法又は不当であるとして、小川内の杉の取扱いについての検討会の結論が出るまで五ヶ山ダムの本体工事を凍結することを求めている。

ア 自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟において、「地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、その行為とその執行機関又は職員がした当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、その関係を緩やかに判断するならば、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することに鑑みると、その関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件になっている場合など前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である（東京高等裁判所平成4年11月30日判決 平成3年（行コ）112号）」とされている。

自治法第242条に規定する住民監査請求についても同様に解すべきであり、住民監査請求の対象には、その原因となる行為が違法又は不当である場合の財務会計上の行為も含まれるものと解される。しかし、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法又は正当に行うための要件となっている場合など、

前者が後者の直接の原因ということができるよう密接かつ一体的な関係であることを要するものと解する。

イ そこで、これを本件についてみると、小川内の杉の取扱いは、それ自体財務会計上の行為ではなく、五ヶ山ダムの本體工事に係る費用の支出の要件となっているものでもない。また、五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算は、堤体基礎掘削や骨材製造等に要する費用が計上されており、小川内の杉の取扱いはその直接の原因となる行為ではないので、仮に、小川内の杉の取扱いに何らかの違法又は不当があるとしても、五ヶ山ダムの本體工事に係る費用の支出を違法又は不当ならしめるものではない。

なお、五ヶ山ダム堤体建設工事及び五ヶ山ダム骨材製造工事に係る入札手続、契約手続、支出負担行為及び支出命令の事務手続きについても、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出はなかった。

したがって、請求人の請求のうち、(エ)検討会の結論が出るまで五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算を凍結することは、理由がないので、これを棄却する。